

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

□白山市を取り巻く背景

本市では、白山から日本海に臨む地域まで、県内一の広い市域において、稲作を中心としながら、その地域に応じた多様な農林水産業が営まれています。

しかし、近年の日本農業は、農業従事者の高齢化や担い手不足、加えて、「日本型食生活」の衰退、人口減少などによる主食としての米消費量の減少、貿易の自由化による輸入農産物の増加など、厳しい状況が続いています。

このため国では、米政策の見直しや、農業所得倍増を目指し、6次産業化の推進などを行うこととしており、本市においてもその対応が課題となっています。

□「地産地消」の今後

地域で生産されたものを地域で消費する「地産地消」の取り組みとしてこれまでは、地元の旬の食材を食べることによる地域住民の健康増進や、地元の伝統野菜及び食文化の掘り起し、地元農林水産物のブランド化などを推進してきました。

今後はこれまでの、地域での取り組みを更に発展させ、生産者やJA、関係機関と連携しながら、市外へ向けた働きかけも行い、地域の交流・活性化に繋げることが必要です。

その手段として、地元の農林水産物を利用した加工品の開発、販売を行う、6次産業化の取り組み支援や、北陸新幹線開業を契機とした地元産品の首都圏等へのPR、販路拡大の支援などが考えられます。

以上のことから、地産地消に関する次のステージとして、白山市の魅力ある産物や新たな加工品などを市内外に効果的にPRし、観光誘客をも視野に入れながら、更なる地域の交流・活性化を図る施策を総合的に推進するため、「第2次地産地消推進計画」を策定し、それに基づいた活動に取り組みます。

2 計画の役割

白山市では、平成19年3月に策定された「市総合計画」に基づき、本市の地産地消の推進に取り組む基本指針として位置付け、平成22年7月に第1次の「白山市地産地消推進計画」を策定し、市民や関係者との協働により、地産地消と食育の推進に取り組んできました。

このような中、国においては平成22年12月、「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律」（以下：6次産業化法）を制定し、市町村においても「地域の農林水産物の利用の促進についての計画」を定めるよう努めることとされています。

平成27年3月に、第1次の「白山市地産地消推進計画」の計画期間が終了することから、本計画を「市総合計画」の農林水産業の振興や食育・地産地消の推進に取り組む基本指針として位置付けるとともに、消費者、生産者、食品関連事業者などと連携し、更なる「食による地域活性化」を進めるため、国の定める「6次産業化法」第41条に基づく「地域の農林水産物の利用の促進についての計画」として策定するものです。

3 計画の対象期間

本計画の期間は平成27年度から平成31年度までの5か年とします。

4 計画の評価

本計画の対象期間において、目標の達成状況や取り組みに対する効果などを十分に検討し、必要に応じて計画の内容を変更するなど、柔軟に対応していくこととします。

なお、計画の見直しに際しては、行政だけでなく市民や関係機関などを交え、より実情と市民ニーズに合ったものとなるよう努めます。

5 計画の推進体制

本計画は市民、生産者および事業者が主体となり推進するものとし、地産地消推進会議および行政はそれぞれの取り組みへの支援などを中心にサポートを行います。

■ 本計画で想定している主な推進主体 ■

名称	具体的な対象
市民	消費者
生産者	農林漁業者、農業協同組合、漁業協同組合
事業者	直売所、小売店、飲食店、宿泊施設、食品加工業者など
関係機関・団体	商工会議所、商工会、観光連盟、NPOなど
行政	白山市、石川県など

■ 本計画の推進体制フロー ■

